

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例案

令和3年（2021年）11月26日提出

札幌市長 秋元克広

札幌市国民健康保険条例の一部を改正する条例

札幌市国民健康保険条例（昭和36年条例第9号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項中「40万4千円」を「40万8千円」に改め、同項ただし書中「1万6千円」を「1万2千円」に改める。

附 則

- 1 この条例は、令和4年1月1日から施行する。
- 2 改正後の第6条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産について適用し、同日前の出産については、なお従前の例による。

（理由）

出産育児一時金の支給額を変更するため、本案を提出する。